

ユーロフィンイーエージー株式会社 販売規約

1. 適用範囲

1.1 この販売に関する一般的諸条件（以下「本件販売規約」）は、書面、電話による注文、並びに、試料の引き渡しによる注文も含めた、ユーロフィンイーエージー株式会社（以下まとめて「EAG」）が受諾した注文のすべてに適用されます。本件販売規約による契約は、EAGに出された注文をEAGが受諾した時点で発生します。EAGに対する注文は、EAGによる試料受領案内（書面もしくは電子メール）を発行した時点で、EAGによって受諾されたものとみなされます。

1.2 本件販売規約は、口頭でもしくは書面をもって当事者間でなされた価格見積及び何らかの合意に取って代わるもので、EAGの役員、社員、代理人、又は下請け業者には、本件販売規約を変更、それに関わる権利を放棄する権限、並びに、本件販売規約と矛盾する、もしくはその無効を意図した表明を行う権限はありません。

2. 発注と発注の受諾

2.1 お客様からの発注は、お客様からの郵便・ファックス、又はその他電子的なメッセージによって送付・送信された場合、あるいは、EAGが承認した電子的なオーダーフォームによって送付・送信された場合に限り有効となります。本件販売規約で具体的に規定されていない、注文に関する取引上の条件（価格、所要時間見積、及び納期など）については、注文の時点で合意しなければなりません。お客様は、電話で注文をされた場合は発注後すぐに注文書を発行してください。お客様からの試料が届き、EAGが試料受領案内を発行した時点で、発注がなされたものとみなされます。EAGは、注文が明白で、必要な情報のすべてが提供されていない限り、いかなる分析業務についても責任を負うことはありません。

2.2 特別価格も含めた、当該注文以前の特別な諸条件は、その後の注文には適用されません。EAGによって受諾された注文はそれぞれ、EAGとお客様との間の個別の契約として取り扱われます。

2.3 EAGは、お客様が、現在の注文に追加したサービスについて管理運営費を請求する権利を有しています。試験所に持ち込まれた試料について追加サービスが必要な場合は、新規注文として取り扱われます。サービスの追加に伴って納期が延期される可能性があります。

3. 価格及び支払条件

3.1 EAGの価格には「試験所渡し価格」が適用され、個別に申し受ける包装費、輸送費が含まれていない場合があります。追加の費用・支払（例、注文に関連してEAGが被った費用など）は、お客様に別途請求される可能性があります。

3.2 「試験所渡し価格」には税金（消費税、使用税、及び付加価値税など）は含まれず、EAGの見積をお客様にお送りした日に有効な料金表に基づいて、税金が加算されます。適用される税金は、支払日に有効な税率に基づきます。

3.3 EAGは分析結果、製品、装置、ソフトウェア、又はそれらの類似物をお客様に納品した時点で請求書を発行します。

3.4 注文を受諾する際にEAGが同意しない限り、請求書の支払はすべて、請求日から起算して「未締め翌月末銀行お振込」とします。

3.5 決済の方法は、銀行振込とします。他の支払い方法については、EAGから事前に同意を受けなければなりません。

4. 試料又は被験材料の引き渡しにおける顧客の責務

4.1 試料又は被験材料は、報告書の作成/分析の実施を容易にするような状態になければなりません。EAG は、試料を処理・報告書を作成・あるいは、それらを分析作業に使用する前に、試料又は被験材料を事前に吟味して、それらの状態をチェックします。試料又は被験材料が 4.1 項に

規定された要求事項を満たしていない場合には、予備調査の費用はお客様が負担するものとします。予備調査の結果から、試料や被験材料に異物又はお客様からの報告を受けていない物質が混入、劣化しているなどの理由から、分析が不可能である、当初予測したよりも分析作業が困難であることが判明した場合、EAG には、注文を終了させるか又は中断する権利があり、その段階までに EAG が被った費用はお客様が負担するものとします。

4.2 お客様は、いずれの試料において、それらが起源する現場、輸送中、試験所、それ以外のあらゆる場所において EAG および EAG から委託をうけて作業を行う全ての企業の施設、計器、要員、又は代表者に危険を及ぼすことがないことを保証しなければなりません。情報、輸送、及び処分に関わるものも含めて、危険有害性廃棄物規則への適合を保証し、試料に存在する可能性のある何らかの既知のもしくは疑われる毒性又は汚染について、汚染のレベル、汚染に関連する情報提供、EAG の施設、計器、要員、及び代表者がさらされるリスクなども含めた、試料に関わる安全衛生上の問題について EAG の要員又は代表者に情報を提供しなければなりません。お客様の試料に起因して又はサンプリング現場の状況に起因して、サンプリングの現場において、輸送中に、又は試験所において被る被害等も含めた、EAG および EAG から委託をうけて作業を行う全て

の企業の要員もしくは代表者が被るすべての費用、被害、賠償責任、及び疾病については、お客様が責任を負うものとし、EAG にそれらを補償しなければなりません。さらに、危険有害廃棄物と記述されているか否かには関わりなく、試料に起源する危険有害廃棄物の適切な処分に関わる追加の費用も全額をお客様が負担するものとします。EAG が求めた場合、お客様は、試料の正確な組成を EAG に提供しなければなりません。

5. 被験試料又は保管試料に対する財産権

5.1 EAG による試料の返還条件について書面をもって EAG とお客様とが合意しない限り、EAG は、分析を遂行した後直ちに試料を処分もしくは破壊することができます。試料の保管、処分に際し何らかの規則（例、危険有害廃棄物に関連する規則）を遵守するために余分な費用負担が EAG に生じた場合、EAG は、改めて追加の通知を行うことなく、お客様の費用で、合意した返還日以降に試料を処分もしくは破壊することもできます。お客様が不必要になった試料・被験材料の返還を求められる場合、EAG は、お客様の費用でそれらを返還し、それに伴うリスクはすべてお客様の負担となります。

6. 納期、分析所要時間

6.1 納期及び分析所要時間はあくまで見積りであって、EAG による約束ではありません。しかしながら EAG は、見積もった期限を守るために商業的に妥当な努力を払うものとします。

6.2 分析結果は一般に、分析を遂行した後速やかに、E メール、あるいは、その他の電子的手段を通じて送付されます。

7. 財産権の譲渡

7.1 EAG によってお客様に提供された分析結果、製品、装置、ソフトウェア、又はそれらの類似物の権利は、お客様がそれらに関する請求の全額を支払うまでは EAG が保持し、なおかつ、全額の支払いが履行されるまでは、それらに対する財産権、使用する権利はお客様には一切ないものと

します。さらに、EAG が注文を受諾して取りかかっている場合であっても、当該注文か他の注文かには関わりなく、お客様が EAG に履行すべき何らかの支払を遅延した場合、EAG はいつでも、注文を停止し、お客様のためにいかなる業務の遂行も停止する権利も有するものとします。

7.2 お客様から全額の支払いを受けた後であっても、EAG は、お客様の名前を特定しない匿名の形態ですべての分析結果を保管する権利を保持するものとします。

8. 保証及び責任

8.1 分析サービスは、EAG によって作成され、通常適用されている技術及び手法の現状に従って取り扱われますが、必ずしも、100%正確で的確な結果になるとは限りません。分析、解釈、査定、相談業務、及び結論は、商業的に妥当な水準の注意を払って準備されていますが、EAG は必ずしも、それらが正確、絶対的であることを保証できる訳ではありません。いかなる場合でも、お客様は、重要事項に関して EAG によって提供された結果、解釈、査定、及び結論を拠り所としたいと考えるのであれば、EAG 提供の結果等の妥当性を単独で検証しなければなりません。その際にお客様は、ご自身の責任においてそのような検証を実施されるものとします。

8.2 EAG の発行する分析報告書は、EAG により分析された試料のみに関連しています。EAG が、サンプリング計画（どの原料・完成品のどの試料を採取するか、及び、分析頻度はどれくらいかも含める）に関する定義づけ並びに、実施すべき分析の正確な範囲に関する定義づけを明確に義務づけられて、その報酬を受け取っていない場合、あるいは、お客様が EAG の勧告に従わなかった場合、サンプリング計画及び/又は遂行される分析の範囲が不十分もしくは不適切であっても EAG は責任を負いません。

8.3 検査/分析対象の試料の EAG への適切な引き渡し、製造用の被験材料の EAG への適切な送付については、お客様が責任を負うものとします。EAG が別途書面をもって明確に同意しない限り、EAG は、輸送中の試料、あるいは、物流サービスが差し向けられたいずれかの施設もしくは現場で発生した何らかの損失もしくは損害については一切責任を負いません。それらの発送から EAG のオフィスもしくは試験所への配達まで、試料の保安、梱包、及び保険については常にお客様の責任です。EAG は、試料の取扱い及び保管について商業的に妥当な注意を払いますが、試験所でそれらを受け取った後であっても、試料の紛失もしくは破壊については責任を負わないものとします。

8.4 お客様は、分析のために EAG に送付される試料がすべて安全で安定した状態にあることを EAG に保証し、そのように表明し、試料についてわかっている問題を発注書に示すことができたにもかかわらず、当該試料が安全でないか又は安定していない状態であったために EAG もしくは

その要員が何らかの損失、傷害、請求、及び費用を被った場合は EAG にそれらを補償しなければなりません。試料が危険であったり、別途有害な性質のものであったりする場合、お客様はいつでも、書面をもって事前に EAG にそのような出荷を通知し、包装、試料本体及び/又は容器に適切

な表示を行わなければなりません。

8.5 書面をもってすべての当事者が明確に同意しない限り、契約関係は顧客と EAG との間だけで存在するものとします。何らかの注文に関連して、第三者である受益者もいなければ副次的保証も一切ありません。お客様は、お客様かその注文に関連し、何らかの方法で発生する第三者からの請求のすべてから EAG を保護し、補償するものとします。

9. 再分析

試験結果に関する異議申し立ては、お客様がそのような結果を受け取ってから即座に提起

されなければなりません。EAG はそのような結果に対して技術的な見解から再分析の可否を決定することができます。再分析の結果が最初の分析結果と一致、もしくは、改善しなかった場合、再分析又はレビューの費用はお客様の負担となります。さらに、再分析は、お客様からの異議申し立てを受け取った時点で EAG の手元に十分な数量の元試料がある場合に限られます。そうでない場合、お客様には、再分析のためのサンプリング、輸送、分析、及び処分費などの費用の全額を支払いいただきます。

10. 不可抗力

EAG は、予見できないか又は EAG の合理的な管理の及ばない事象又は状況によって引き起こされたか、あるいは、政府の要求、法令に従った結果として引き起こされた遅延、過誤、損害、その他の問題に対しては責任を負うことができません。

11. 顧客データの機密保持及び加工処理

11.1 EAG は、そのようなデータがお客様に直接起源するか、又は、第三者に起源するかは関わりなく、お客様から受け取った個人的・商業的データを何らかの方法で保存して加工処理する権利を有します。EAG は、適用される法律を遵守して、そのようなデータの機密保持のために商業的に妥当な努力を払います。

11.2 EAG は、上記 7.2 項に示された EAG の権利、並びに、提供したサービスに対する支払を受ける自身の権利を実証するためにそれらを使用する権利を条件として、分析結果及びサービスレポートのすべてを機密に維持するために商業的に妥当な努力を払います。

11.3 分析結果に付帯するサービスは、お客様による使用だけのために作成され、提供され、機密保持契約を結ぶことなく何らかの目的のために第三者にそれらを明らかにすることは認められません。さらにお客様は、EAG が提供したあらゆるサービス及びそれらの結果、並びに、EAG に

よって引き渡された製品及びソフトウェアの組成・構成に関する秘密を保持することも義務づけられています。機密保持契約を結ぶことなく、分析結果を公的に開示・利用することは認められません。情報開示に関して書面による許可を EAG から受けている場合であっても、お客様は、(a)そのような第三者への開示及びかかる結果に対するそのような第三者の信頼について責任を負ったままであり、(b)本書をもって、そのような開示又はそのような第三者の信頼に起因して EAG 弁済当事者が負う可能性のある責任について EAG 弁済当事者に補償することに同意します。

12. 保証の否認その他

12.1 適用される法律で認められている最大の範囲まで、(適正品質又は特定の合目的性に関する暗示的な保証も含めた) 試験サービスの方法、品質、及びタイミング、並びに、EAG によって提供される結果、設備、製品、又はソフトウェアについての諸条件及び保証の適用はすべて適用さ

れません。本規約に規定された EAG の保証、義務、及び責任の範囲は限定されています。

12.2 本件販売規約は EAG によって書面をもって修正されることがあります。注文については、注文を EAG が受諾した時点で有効な本件規約の最新版によって解釈されます。

12.3 本規約のいずれかの部分について裁判所が権利を破棄したか、限定したか、無効、違法、強制力がないと判定した場合でも、残りの条項は、最大限可能な範囲まで適用されます。

12.4 EAG またはお客様のいずれかが、本件販売規約の下で権利の行使を怠ったとしても、権利を破棄または喪失したことにはなりません。

13. 準拠法/裁判権

13.1 本件販売規約の構成、有効性、及び履行については、（複数の被告側弁護士又は第三者の被害人が関わる訴訟も含めて）当該注文を受諾したユーロフィンイーエージー株式会社の登記済み事務所のある日本国の法律及び東京地方裁判所によって解釈されるものとなります。東京地方裁判所は、専属的な司法管轄権を有します。

ユーロフィンイーエージー株式会社
東京都千代田区西神田三丁目 8 番 1 号 千代田ファーストビル東館 12F
代表：03-4330-3709

2023 年 4 月